

令和4年度 介護保険住宅改修の手引き改正にかかるQ & A

○住宅改修の手引きの改正に関する問い合わせに対し回答します。

○問い合わせが寄せられたら内容を確認し、その後、回答を公開します。

(同じ意味の問い合わせは省略したり、まとめて掲載する場合があります。)

○一度公開したものを変更する場合も、変更分として公開いたします。

○問い合わせはメールまたはFAXにて受け付けております。

メール：kyukai@shimabara-area.net

FAX:0957-61-9104

令和4年度 介護保険住宅改修の手引き改正にかかる問い合わせ分(令和4年10月28日～11月15日)

	Q	A
①	<p>施工費は工事全体で要した合計を記入してくださいとあります。これまで、手すりの形状や固定方法によって、個別に施工費が設定されておりましたが、合計額を算出する場合、これまで通りの考え方でよいのでしょうか？あまりない例ですが、木製手すりを20本付けるような工事の場合、これまで通りの考え方であれば、最低2.0人工計上され施工費が32,000円となります。一般的な相場より高くなりますが、それでもこれまで通りすべて認められるということになりますでしょうか？</p>	<p>施工費の計上についてこれまでどおり各箇所ごとに設ける場合は実際にかかる人工を振り分けて算出可能です。</p>
②	<p>文書作成費に関して、これまで諸経費として50,000円未満の工事であれば5,000円、それ以上であれば費用の10%まで認められていましたが、12月以降もこの諸経費と同じ考え方で良いのでしょうか？</p>	<p>文書作成費とは、図面作成、写真の撮影や印刷など文書作成にかかる費用を指します。</p>
③	<p>工事代の中、図面書き代入してもらいたいようにお願いします。</p>	<p>②のA参照</p>
④	<p>P31のA1で「現在居住している住宅を対象としており」これは住所地ではなく実際の住居地でもよいと解釈するおそれがあります。またA2で(本人以外に不特定多数の人が使用する可能性がある場合は認められません。)とあるが家族はどうなのかという疑問が浮かびます。</p>	<p>「現在居住する住宅を対象としており」とは、住所地の住宅のみが対象となるため、一時的に身を寄せている住宅に住所地が移されていれば介護保険の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が違う場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。</p> <p>「不特定多数の人」には家族は含まれません。</p>
⑤	<p>コア抜きの単価ですが、1ヶ所も何ヶ所も含めて一律金額は同じなのでしょうか。</p>	<p>コア抜きは1ヶ所も何ヶ所も金額は一律で構いません。</p>
	Q	A

⑥	施工費は工事全体となっていますが、上限は決まっているのでしょうか、提出した後に高い・安いなどの文言にて再提出などの心配はないでしょうか。	上限は設けておりません。見積もりについては長崎県の労務単価等を参考に、利用者、ケアマネジャー、施工業者で内容を十分に協議した上で積算をお願いします。工事内容に不明な点があれば確認させていただくことがあります。
⑦	文書作成費ですが、こちらの費用の上限は設けられなく、見積もり申請後の再提出などの心配はないでしょうか。	上限は設けておりません。文書作成費に実際にかかる費用を記入してください。
⑧	施工費を今後は工事全体の合計で記入との事ですが、算出方法については従来の人工計算でよろしいのでしょうか。また、従来の算出方法と変わる場合は1日の施工費の上限金額はありますか。	①のA参照 施工費の上限は設けていません。
⑨	これまで、諸経費から文書作成費へ変更になった場合でも算出方法は従来の諸経費の計算と同じでよろしいのでしょうか。また、算出方法が変わる場合は、上限金額はありますか。	②と⑦のAを参照
⑩	各種書類の作成について 現在弊社では申請書をPCにて作成しておりますが、今回の承認申請書と支給申請書の押印が不要になったことに伴い、利用者名などすべてPCで入力してよいか、自筆が必要な場合は、どの書類のどの部分は自筆が必要なのか確認できればと考えております。	基本的には自筆が望ましいですが、本人の身体状況によっては不可能な場合もありますので、PCで入力しても可とします。 理由書の理由書作成者の氏名は自筆になります。
⑪	コア抜き単価上限がないのか	上限は設けておりません。実際にかかる費用を計上してください。
⑫	手引きの住宅改修工事費内訳書では「施工費は工事全体で要した合計を記入してください」とあり1人で単価・金額の表記があるがこれは複数の職種が混在した場合どう表記するのか。	複数の職種の労務単価がある場合は職種ごとに施工費を計上してください。
⑬	施工費について施工費単価や施工量について基準がない。これについては施工事業者が決めた金額で認められるのか。あとで単価や施工量など金額について問い合わせはないか。施工費や文書作成費に上限があるならその基準を公表してほしい。	⑥と⑦のA参照 施工費については、利用者の身体状況にあわせて施工方法が変わってくると思いますので、上限は設けておりません。
⑭	手すりの取付施工費は現在の人工の合計でよいのか。	①のA参照
⑮	諸経費は保険対応はないのか	諸経費でみていた細かな部品・部材については概算で、種類ごとに一式で計上して構いません。この場合の部品・部材の品番の表記は不要です。
⑯	文書作成費は、全額はどのくらいですか（妥当な金額）	②と⑦のAを参照
⑰	手すり以外の施工費も人工計上（現在）でいいのか。	手すりに限らず、すべての施工費において人工計上（現在）しても構いません。